

10. 教員免許状の取得

(1) 取得資格

人間文化学部 発達教育学科において、卒業所要単位のほかに教育職員免許取得のための科目を履修し必要な単位を修得すると、「小学校」の教員免許状（小学校教諭一種）を取得することができる。また、教員免許科目履修者が「特別支援教育に関する科目」を合わせて履修し必要な単位を修得すると、「特別支援学校」の教員免許状（特別支援学校教諭一種）を取得することができる。

(2) 取得条件

免許状取得時に学士の学位（4年制大学を卒業）を有すること。

(3) 取得のための履修方法

取得しようとする免許状によって、それぞれ必要科目と必要単位数が異なる。必要科目と単位数は（別表1）の（1）、（2）の通り。

(4) 履修上の注意事項

- ①「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「教職免許法施行規則に定められた科目」「特別支援教育に関する科目」「大学が独自に設定する科目」の中には、卒業所要単位として認められる科目がある。
- ②小学校及び特別支援学校の教育実習の時期、条件等については、2年次以降に配布する「教育実習の手引き」を参照すること。介護等体験についても同じく「教育実習の手引き」を参照すること。

（別表1）教育職員免許取得のための履修表
必要単位数

免許状の種類	小学校教諭一種免許状	特別支援学校教諭一種免許状
教科及び教科の指導法に関する科目	30	
教育の基礎的理解に関する科目等	33	
免許法に定められた科目	10	
大学が独自に設定する科目	2	
特別支援教育に関する科目		33